イ　平面・断面計画及び設備計画

・「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性能の向上を図り、熱負荷の低減に努めることとする。また、屋上を活用した太陽光発電パネルの設置及びトップライト等による自然光の取り入れなどにより、自然エネルギーの活用に努めることとする。

・本施設に設置する各機器は、可能な限り省電力型のものを採用して電力消費を最小限とし、併せて資源の適正利用など省資源・省エネルギーに配慮することとする。

・建物内外装に使用する塗料は、「東京都低 VOC 対策ガイド」に基づき、可能な限り低 VOC 塗料を使用する。

・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画する。

・給水は、生活用水は上水、プラント設備用水は井水※とする。また、建物屋上の雨水は、約 50m^3 の再利用槽に貯留し、プラント用水及び植栽潅水等に利用する。

※井水：計画地内の深さおよそ 250m の既存井戸から汲み上げ、既存施設ではおよそ 500m^3/日利用している。新施設においても利用する計画であるが、揚水量は、およそ 100m^3/日の計画である。

4　施工計画及び供用計画

4.1　施工計画

4.1.1　工事工程の概要

工事工程の概要は表 4.1-1 に示すとおりである。

工事は令和２年度(2020 年度)に着手し、新施設の稼働は令和７年度（2025 年度）を予定している。その後、既存の４・５号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟等を整備する予定である。

なお、工事期間中の作業時間は、原則として、午前８時から午後６時までとし、日曜、祝日は作業を行わない。

表 4.1-1　工事工程の概要

項　目 ＼ 年度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
既存ごみ焼却施設及び関連施設稼働状況		３号ごみ焼却施設							
					４・５号ごみ焼却施設				
						(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設			
準備工事									
解体工事	粗大ごみ処理施設、その他	粗大、廃水処理施設、旧事務所棟					不燃物積替場		
	３号ごみ焼却施設								
	４・５号ごみ焼却施設								
新施設建設工事	土工事								
	建築・プラント工事								
	試運転								
	管理棟・外構工事					外構工事			管理棟建設工事
新施設稼働									

注 1)表中の R2～R9 は令和２年度～令和９年度を示す。

4.1.2　工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

工事着手に際し、土壌汚染調査、アスベスト含有建材等調査、PCB 混入機器類調査を実施する。また、工事作業エリア周囲に高さ３m 程度の鋼製の仮囲いや仮設電源、資機材置き場等の整備を行う。

(2) 解体工事

油圧破砕機等を使用して既存の粗大ごみ処理施設、３号ごみ焼却施設、旧事務所棟、廃水処理施設、計量棟及び粗大・廃家電等仮置場を解体する。

工事は、４・５号ごみ焼却施設を稼働させながら、３号ごみ焼却施設の解体及び新施設の建設を実施するため、粗大ごみ処理施設を解体後、その跡地に仮設計量棟、仮設事務所を設置するとともに４・５号ごみ焼却施設内に仮設排水処理設備を設置する。

なお、３号ごみ焼却施設の解体については、地上部建物解体後に新施設の地下構造物

構築のため地下部の掘削を行うことから地上部の建物解体とし、地下部の解体は新施設の建設における土工事として扱う。

解体に際しては、以下に示すとおり、関係法令等に基づき、周辺環境への影響防止、労働者の安全確保策等について十分留意する。

〔焼却炉設備等解体工事〕

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年１月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、適切に施工するとともに、周辺環境に十分配慮する。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成 14 年 11 月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

解体前の事前調査により、PCB 混入機器類が発見された場合は、解体工事に着手する前に撤去する。また、断熱材やパッキン等にアスベスト製品が使用されていることが判明した場合は、必要に応じ区画養生のうえ、湿潤化し手ばらし等により撤去する。

〔建築物等解体工事〕

解体の際には、必要に応じて周囲に防音パネルや粉じん防止用のシートを設けるとともに、散水するなど騒音や粉じん等の発生を防止する処置を講じる。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、建物内装材の一部に非飛散性アスベスト建材が使用されていることが確認されているため、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 29 年 12 月、東京都環境局）等に基づき、適切に処理する。

(3) 新施設建設工事

ア　土工事

地下部分の掘削に先立ち、止水性に優れた SMW 工法による山留壁※を GL 約－30m まで貫入させ、遮水を行う。山留壁は切梁等により支持する。

※SMW 工法による山留壁：SMW とは土とセメントスラリーを混合・撹拌し、地中に造成する壁の略称であり、ソイルセメント連続壁と呼ばれている。

新施設の地下構造計画に合わせて、バックホウ及びクラムシェル等を使用して既存施設の地下構造物の解体・撤去及び地下部の掘削を行う。

イ　建築・プラント工事

〔建築工事〕

掘削した地下部分にごみピット、地階等の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

地上躯体・仕上工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。

なお、仕上工事の内外装の塗装は可能な限り低 VOC 塗料を使用する。

〔プラント工事〕

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

ウ　試運転

建築・プラント工事が完了後、新施設の性能・機能を確認するため、５ヶ月間の試運転を行う。試運転期間中に性能保証項目の確認試験を行い、要求する性能・機能を満足していることをもって新ごみ焼却施設の建設工事を完了し、稼働を開始する。

エ　管理棟・外構工事

新ごみ焼却施設の建設工事及び４・５号ごみ焼却施設の解体工事の完了後、４・５号ごみ焼却施設の解体跡地に管理棟を建設する。

併せて、構内道路、植栽、門・塀等の外構工事を行う。

4.1.3　工事用車両

工事用車両の主要な走行ルートは、図 4.1-1 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、大型車両は通行しないものとする。

また、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）の他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

4.1.4　建設機械

建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

凡例

: 計画地

: 工事用車両の走行ルート（出方向）

: 工事用車両の走行ルート（入方向）

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 4.1-1

工事用車両の主要走行ルート

注 1)「東大和市道第 826 号線」における大型車両は通行しないものとする。（破線で示したルート）

4.2　供用計画

4.2.1　廃棄物等運搬車両計画

(1) 廃棄物等運搬車両

計画地に出入りする車両は、３市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬出入車両、回収した金属類等資源物の搬出車両、薬剤等の搬入車両及びエコセメント化施設への焼却灰（主灰・飛灰）の搬出車両等がある。

廃棄物等運搬車両は、表 4.1-2 及び写真 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-2 廃棄物等運搬車両

分類	車種	積載重量等	備考
行政回収車	パッカー車 平ボディ車	2～4t 1～2t	市民から排出された一般廃棄物を収集運搬する車両
許可収集車	パッカー車 平ボディ車	2～4t 最大 4t 程度	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物を収集運搬する車両
自己搬入車	平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市に事前に登録した自営業者が事業系一般廃棄物を自ら搬入する車両
臨時持込車	乗用車 平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市民が臨時で大量に出た一般廃棄物を自ら搬入する車両
メンテナンス車	平ボディ車	最大 10t 程度	－
ユーティリティ供給車	タンクローリー車 平ボディ車	10t 程度	－
金属類搬出車	平ボディ車	最大 10t 程度	－
焼却残さ・飛灰処理物・処理前飛灰搬出車	ダンプ車 ジェットパッカー車	10t	－
破砕残さ運搬車	ダンプ車 パッカー車	10t	－

パッカー車

平ボディ車

タンクローリー車・ジェットパッカー車

ダンプ車

写真 4.1-1　廃棄物等運搬車両の外観

(2) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から金曜日までの８時 30 分から 17 時までとする。

(3) 走行ルート

廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 4.1-2 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、積載重量が 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。

(4) 廃棄物等運搬車両台数

新施設稼働後の可燃ごみの運搬車両台数は１日平均 137 台、不燃ごみ・粗大ごみの運搬車両台数は１日平均 60 台、灰・資源物等運搬車両台数は１日平均 10 台と見込んでいる。

凡例

：計画地

：廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）

：廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）

N

1:25,000

0 250 500 1000m

注 1)「東大和市道第 826 号線」における積載重量 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。（破線で示したルート）

図 4.1-2
廃棄物等運搬車両の主要走行ルート